平成11年８月３日設置
平成14年６月５日一部改正
平成15年７月１日一部改正
平成17年８月24日一部改正
平成22年３月２日一部改正
平成24年３月14日一部改正
平成26年３月26日一部改正
平成27年３月17日一部改正
平成28年３月11日一部改正
平成29年３月８日一部改正
平成30年４月２日一部改正
平成31年４月３日一部改正

東北地域大豆振興協議会設置要領

第１　趣旨

大豆は、煮豆、納豆、豆腐等の原料として、日本型食生活に不可欠な食品であるとともに、東北地域においては、稲・麦・飼料作物とともに基幹的な土地利用型作物として水田営農や畑輪作体系の確立を図る上で欠くことのできない作物である。

しかしながら、安定栽培技術の普及・定着、集荷ロット規模・均質化等の面で課題も多く、今後、東北地域における大豆の振興を図るためには、「売れる大豆づくり」に向けて、生産者サイドと実需者・消費者サイドとの連携を強化し、実需者・消費者のニーズに対応した良品質大豆の安定生産と需要拡大を促進する体制を整備する必要がある。

このため、実需者団体、流通・小売関係者、消費者団体、生産者団体、試験研究機関、行政関係機関等からなる「東北地域大豆振興協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、東北地域における大豆の生産振興と需要拡大を関係機関が一体となって推進することとする。

第２　推進事項

１　大豆の生産、流通、消費に関する情報交換及び意見交換
２　大豆振興に必要な情報の収集及び資料の作成・配布
３　大豆の生産振興、需要拡大の促進に関する啓発普及
４　その他大豆振興の推進に必要な事項

第３　構成

協議会は、別表１に掲げる関係機関をもって構成する。
ただし、必要に応じて会長が指名した者の出席を求めることができるものとする。

第４　会長及び副会長

１　協議会に会長及び副会長をおく。
２　会長は、東北農政局生産部長とし、会務を総括する。
３　副会長は、東北農業研究センター水田作研究領域長とし、会長にことあるときはその職務を代行する。

第５　幹事会

１　推進会議を有効かつ効率的に機能させるため、協議会の下に幹事会を置く。
２　幹事会は、別表２に掲げる関係機関をもって構成する。
３　幹事会の主査は、東北農政局生産部生産振興課長とする。

第６　協議会等の招集

１　協議会は、会長が招集し会議を主宰する。
２　幹事会は、主査が招集し会議を主宰する。

第７　事務局

協議会の事務を処理するため、東北農政局生産部生産振興課に事務局を置く。

第８　その他

この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会議において定める。

（別表１）
協議会構成機関

宮城県納豆事業協同組合 山形県納豆組合 岩手県豆腐流通協議会 宮城県豆腐商工組合 山形県豆腐油揚商工組合 青森県醸造食品工業協同組合 岩手県味噌醤油工業協同組合 宮城県味噌醤油工業協同組合 秋田県味噌醤油工業協同組合 山形県醤油味噌工業協同組合 福島県味噌醤油工業協同組合
三倉産業株式会社 武陽食品株式会社 みやぎ生活協同組合連合会 鈴木源三郎商店株式会社 宮城県消費者団体連絡協議会 太子食品工業株式会社 秋田納豆糸引きの会
青森県農林水産部農産園芸課 地方独立行政法人青森県産業技術センター農林総合研究所 全国農業協同組合連合会青森県本部
岩手県農林水産部農産園芸課 岩手県農業研究センター 全国農業協同組合連合会岩手県本部
宮城県農政部みやぎ米推進課 宮城県古川農業試験場 全国農業協同組合連合会宮城県本部
秋田県農林水産部水田総合利用課 秋田県農業試験場 全国農業協同組合連合会秋田県本部
山形県農林水産部県産米ブランド推進課 山形県農業総合研究センター 全国農業協同組合連合会山形県本部
福島県農林水産部水田畑作課 福島県農業総合センター 全国農業協同組合連合会福島県本部
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 　　東北農業研究センター水田作研究領域長 東北農政局経営・事業支援部 東北農政局生産部

（別表２）
幹事会構成機関

山形県納豆組合 宮城県味噌醤油工業協同組合 宮城県消費者団体連絡協議会
青森県農林水産部農産園芸課
岩手県農林水産部農産園芸課
宮城県農政部みやぎ米推進課
秋田県農林水産部水田総合利用課
山形県農林水産部県産米ブランド推進課
福島県農林水産部水田畑作課
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 　　東北農業研究センター水田作研究領域（大豆育種担当） 東北農政局経営・事業支援部食品企業課 　　〃　　生産部生産振興課